

株 主 各 位

札幌市中央区大通東四丁目4番地18
株式会社 FUJI ジャパン
代表取締役 佐々木 忠 幸

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後6時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成31年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区南九条西1丁目 ホテルノースシティ 2階「金柔の間」
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第14期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fujijapan.net/>）に掲載させていただきます。
 3. 当日、総会会場入り口にて当社製品の展示を予定しております。

(提供書面)

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、底堅い内外需を背景に緩やかな景気の回復傾向が継続しており、雇用環境や個人消費も着実に改善が見られております。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響により、先行きは不透明な状況が続いております。

リフォーム業界におきましては、リフォーム工事の事業者数は年々増加しており、専門会社以外のハウスメーカーや住宅設備メーカー、ホームセンターなど多岐にわたっております。

このような経済環境の中、当社では、北海道・東北・関東の三つのエリアの営業展開を引き続き図り、営業活動を行ってまいりました。また、先々を見据えたエリア拡大のための基礎を固めるべく積極的に採用活動を行い、人材育成及び営業力強化に注力した体制作りを継続してまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高は1,322,591千円（前期比7.0%増）、営業利益は59,153千円（前期比36.3%増）、経常利益は54,095千円（前期比13.0%増）、当期純利益は50,563千円（前期比60.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(外壁リフォーム工事)

外壁リフォーム工事については、営業部の人員増加により、受注数は増加し、売上高は1,175,546千円（前期比8.4%増）、セグメント利益は153,348千円（前期比8.5%増）となりました。

なお、地域ごとの売上高の内訳としては、北海道地区（1支店）541,397千円（前期比1.2%増）、東北地区（1支店）320,519千円（前期比18.0%増）、関東地区（1支店）313,630千円（前期比13.0%増）となりました。

(その他リフォーム工事)

その他リフォーム工事については、法人向け工事の受注数が減少したため、売上高は66,254千円（前期比13.5%減）、セグメント利益は3,168千円（前期比4.3%増）となりました。

(材料販売)

材料販売については、受注数が前期から僅かに増加し、売上高は80,790千円（前期比7.6%増）、セグメント利益は12,043千円（前期比12.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は7,200千円であります。その内訳は本社ビル空調機器取得による工具、器具及び備品の購入費であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成30年12月13日に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場し、公募増資により40,848千円の資金調達を行いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第11期	第12期	第13期	第14期
	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
売 上 高 (千円)	1,079,182	1,053,513	1,235,978	1,322,591
経 常 利 益 (千円)	37,642	31,946	47,883	54,095
当 期 純 利 益 (千円)	19,151	21,076	31,594	50,563
1株当たり当期純利益 (円)	29.46	32.43	48.61	77.40
総 資 産 (千円)	400,147	370,234	417,410	487,955
純 資 産 (千円)	88,386	109,462	141,056	232,467
1株当たり純資産 (円)	135.98	168.40	217.01	327.42

(注) 当社は、平成30年10月17日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社が持続的な成長を実現し、株主価値を高めるために対処すべき課題として、以下を認識しております。

①出店エリアの拡大について

当社は外壁リフォーム工事を、北海道を中心に東北・関東で展開しております。当社の製品を更に社会に認知してもらうため、販売エリアを拡大し、新規出店を継続してまいります。そのためには、人員の確保、材料の物流ラインの確保、地元施工会社の開拓等をスムーズに行う必要があります、各部門の強化に取り組んでまいります。

②人材育成の強化について

企業として成長し、その基盤を強固なものとするためには、人材育成による人材力の強化が必要であると認識しております。お客様のニーズを汲み取り、的確な提案を行えることによって、お客様の信頼をいただけたと考えております。

そのような人材を育成するための教育、研修に注力することが課題となっております。

③施工生産性の強化

施工現場における生産性を高めるためには、一定の基準を満たす指定工事店の選定と確保が重要な課題と認識しております。昨今、施工職人は人手不足のなか、既存取引先の指定工事店と打合せを密に行うことで連携を図り、また紹介や情報交換によって、新たな指定工事店の確保にも努めてまいりたいと考えております。

④施工品質の向上

施工生産性の強化とともに、施工品質の向上も重要な課題として認識しております。当社では、外壁リフォーム工事の施工には、10年間保証を付けております。施工水準の徹底による施工技術の向上や、お客様アンケートを指定工事店へフィードバックすることにより顧客満足度を高め、施工品質の向上に努めてまいりたいと考えております。また、アフターサービスについても迅速かつ誠実な対応を心掛けております。

⑤安全性の向上

施工生産性の強化とともに、安全性の向上も重要な課題と認識しております。現場CS（顧客満足）ルールを指定工事店に周知することで、安全性の意識の向上を図っております。危険予知活動を、組織的に行うことにより現場での事故の根絶を目指しております。

⑥経営管理機能の強化

経営の効率化を図るためには、全社的な内部統制システムの整備と運用、コーポレート・ガバナンス機能の強化が不可欠と考えております。この課題に対する施策としては、業務フローの精査に加え、内部監査の充実等に取り組むことで内部統制機能を高めてまいります。更にコーポレート・ガバナンス機能の強化として、意思決定の明確化、組織体制の更なる向上、内部監査及び監査役監査の充実と会計監査人との連携を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社は、企画提案から施工、メンテナンスまで一貫した、外壁リフォーム工事の販売並びに施工を行っております。主たる事業である外壁リフォーム工事の他、エクステリア及び水廻り等のリフォーム工事を行うその他リフォーム工事と、当社オリジナルの外壁材・施工資材等を直接、工務店などの法人に対して卸販売を行う材料販売があります。

(7) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

本社：札幌市中央区大通東四丁目4番地18

支店：札幌支店、仙台支店、横浜支店

(8) 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

従業員数(人)	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
54	2名増	36.2	5.8

セグメントの名称	従業員数(人)
外壁リフォーム工事	35
その他リフォーム工事	8
材料販売	1
全社(共通)	10
合計	54

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員4名を含んでおります。臨時雇用者はおおりません。

2. 全社(共通)は管理部門及びメンテナンスサービス部技術開発室の従業員であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 北 洋 銀 行	43,153千円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	26,750千円
合 計	69,903千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年12月13日に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 2,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 710,000株 |
| (3) 株主数 | 339名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
佐々木 忠幸	550,000株	77.46%
F U J I ジャパン従業員持株会	21,000	2.96
樋口 俊一	10,000	1.41
佐賀 一郎	10,000	1.41
清武 秀男	5,000	0.70
株式会社 S B I 証券	4,600	0.65
三輪 洋照	4,000	0.56
大内 宏	3,000	0.42
黒川 明則	3,000	0.42
土谷 和博	3,000	0.42

- (注) 1. 平成30年10月1日開催の取締役会において、平成30年10月17日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を導入することを決議し当社定款を変更いたしました。これにより発行可能株式総数は2,600,000株に、発行済株式は643,500株増加して650,000株となっております。
2. 平成30年12月12日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は60,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐々木 忠幸	
取締役	樋口 俊一	管理部部長
取締役	佐賀 一郎	北ブロック営業部部長
取締役	黒川 明則	メンテナンスサービス部部長
取締役	大高 誠	関東ブロック営業部部長
常勤監査役	大内 宏	
監査役	國見 政明	株式会社北海道マテリアル代表取締役
監査役	清水 祥行	Dサポート株式会社代表取締役

- (注) 1. 監査役大内宏氏及び清水祥行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は下記のとおりであります。
平成30年8月7日に開催された臨時株主総会において、新たに清水祥行氏が監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役大内宏氏及び清水祥行氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は以下のとおりです。

当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社といたしましても、社外取締役選任の有効性については認識しており、現在、社外取締役の選定を行っているところであります。選定に当たっては、企業経営全般に対する知見に加え、当社が属するリフォーム業界の特殊性を理解し、当社経営陣からの独立性を有することを要件としておりますが、現在のところ、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。

当社といたしましては、適任者と判断が出来ない人物を社外取締役として選任することは、当社の企業価値向上にマイナスの影響があると判断し、社外取締役を置くことは相当ではないと結論づけました。今後とも当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	42,600千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	3,850千円 (3,250千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (2名)	46,450千円 (3,250千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年8月25日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
監 査 役	清水 祥行	Dサポート株式会社	代表取締役	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	発 言 状 況
監 査 役	大内 宏	当事業年度に開催された取締役会22回すべて、監査役会6回すべてに出席し、これまでの経歴を通じて培われた知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	清水 祥行	平成30年8月7日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会6回すべてに出席し、これまでの経歴を通じて培われた知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	6,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,480千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、監査報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等について、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である新規株式公開に伴うコンフォートレター作成についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の提出を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための基本方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
 - b. 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、ただちに取締役会に報告するものとする。また内部通報制度として、社内担当部署もしくは社外の弁護士に直接通報が可能な「公益通報者保護規程」を運用し、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令遵守を旨とする当社の健全な経営に資することとする。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - c. 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査役及び内部監査人が、「監査役会規程」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」「内部監査規程」等の社内規程に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。
 - d. 取締役及び使用人は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務諸表の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 「文書管理規程」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに保存する。なお、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (Ⅰ) 株主総会議事録
 - (Ⅱ) 取締役会議事録
 - (Ⅲ) その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき適正に保存・管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業に関わるリスクは、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理委員会が評価・分析し、対応策を協議する。また協議・承認されたリスクは取締役会に報告するものとする。
- b. 取締役及び使用人は不正や誤謬等の情報を得た場合は、リスク管理委員会に報告するものとする。
- c. 危機が発生した場合には、「経営危機管理規程」に従って、対策本部を設置し、部門責任者、危機管理に関する主管部門である管理部及び、代表取締役へ、正確かつ迅速に報告することで、当該危機に対して適切に対応する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を監督する。
- b. 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、並びに職務権限、責任については、「取締役会規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- c. 中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

⑤当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。ただし、その補助使用人は他の部署と兼務とするが、その独立性を確保するため、監査役の指示による職務に関しては、取締役及び補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。
- b. 補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議のうえ決定する。

- c. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議し、監査役の同意を得たうえ実施する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 各監査役は、原則として取締役会に出席し、また取締役会以外の重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を必要に応じて求めることができる。
- b. 取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに書面もしくは口頭にてリスク管理委員会を経由して監査役に報告する。また公益者通報制度を設け通報対応責任者が重大と判断した場合も、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、監査役の職務の執行に係る費用の支払いや債務の処理を行う。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、重要書類の閲覧、社内各部門の実地調査、会計監査人との会合等の調査活動に協力する。
- b. 監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べるができる。
- c. 監査役は、内部監査人・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施する。
- d. 監査役は、管理部等その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、反社会的勢力排除を社会的責任の観点から必要かつ重要であると認識し、いかなる場合においても反社会的勢力と営業取引及び営業外取引を一切行わず、金銭その他経済的利益を提供しないことを基本方針とする。
- b. 当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、主管部署は管理部として、運用するものとする。また顧客、取引先、採用予定者に

対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は以下のとおりであります。

- ①取締役会を22回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②平成30年8月に監査役会を設置後6回開催し、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。
- ④業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処するためのリスク管理委員会を開催し、リスクマネジメントの推進、課題や対応策を協議しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化や財務安全性を優先する必要性により、創業以来配当を実施しておりませんが、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つとして位置付けております。

今後につきまして、将来の事業発展のために必要な内部留保の充実を考慮したうえで、各事業年度の経営成績及び財政状況を勘案しつつ、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく所存であります。なお、内部留保資金につきましては、今後の販売エリア拡大のための出店資金に充当してまいります。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純利益を計上いたしましたでしたが、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配とさせていただきます。

また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	323,941	流 動 負 債	189,665
現金及び預金	136,748	買掛金	6,637
完成工事未収入金	123,954	工事未払金	62,317
売掛金	7,273	短期借入金	20,000
原材料及び貯蔵品	31,339	1年内返済予定長期借入金	19,635
未成工事支出金	12,817	未払金	13,437
前払費用	4,529	未払費用	30,548
繰延税金資産	4,259	未払法人税等	14,646
その他	3,019	未成工事受入金	1,336
固 定 資 産	164,013	前受金	7,660
有 形 固 定 資 産	91,964	預り金	1,380
建物	26,434	完成工事補償引当金	3,100
車輛運搬具	0	前受収益	308
工具、器具及び備品	7,708	その他	8,657
土地	57,821	固 定 負 債	65,822
無 形 固 定 資 産	5,001	長期借入金	30,268
ソフトウェア	5,001	預り敷金保証金	35,554
投資その他の資産	67,048	負 債 合 計	255,487
敷金及び保証金	58,467	純 資 産 の 部	
保険積立金	7,000	株 主 資 本	232,467
長期前払費用	330	資本金	65,424
その他	1,250	資本剰余金	20,424
資 産 合 計	487,955	資本準備金	20,424
		利 益 剰 余 金	146,619
		その他利益剰余金	146,619
		繰越利益剰余金	146,619
		純 資 産 合 計	232,467
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	487,955

損益計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,322,591
売上原価		780,592
売上総利益		541,999
販売費及び一般管理費		482,845
営業利益		59,153
営業外収益		
受取利息	883	
貸借収入	3,566	
受取保険金	421	
報奨金収入	388	
その他	955	6,216
営業外費用		
支払利息	1,028	
支払保証料	189	
貸借収入原価	541	
上場関連費用	9,469	
その他	44	11,274
経常利益		54,095
特別利益		
保険解約益	17,037	17,037
税引前当期純利益		71,132
法人税、住民税及び事業税	22,394	
法人税等調整額	△1,825	20,568
当期純利益		50,563

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
			繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	45,000	—	—	96,056	96,056	141,056	141,056
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	20,424	20,424	20,424			40,848	40,848
当 期 純 利 益				50,563	50,563	50,563	50,563
当 期 変 動 額 合 計	20,424	20,424	20,424	50,563	50,563	91,411	91,411
当 期 末 残 高	65,424	20,424	20,424	146,619	146,619	232,467	232,467

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表の価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表の価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表の価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～38年
車輛運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

工事のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、工事費用見積額を計上しております。

4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 33,600千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	6,500株	703,500株	—	710,000株

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数703,500株の内容は下記のとおりであります。

(1) 平成30年10月17日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによる643,500株の増加であります。

(2) 平成30年12月12日付で60,000株の普通株式を発行したことによる増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

借入金は、営業取引に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で3年6ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券等はありません。

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、全て金利を固定化しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の報告を受け管理部が月次に資金繰計画を更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注）2をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	136,748	136,748	—
(2) 完成工事未収入金	123,954	123,954	—
(3) 売掛金	7,273	7,273	—
資産計	267,976	267,976	—
(1) 買掛金	6,637	6,637	—
(2) 工事未払金	62,317	62,317	—
(3) 短期借入金	20,000	20,000	—
(4) 未払金	13,437	13,437	—
(5) 未払法人税等	14,646	14,646	—
(6) 長期借入金（※）	49,903	49,969	66
負債計	166,941	167,008	66

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	58,467
預り敷金保証金	35,554

敷金及び保証金、預り敷金保証金については市場価格がなく、かつ、償還予定時期及び返還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、札幌市において、本社ビル（土地を含む。）の一部を賃貸用として供しているため、自社利用部分を含めて当該不動産を賃貸等不動産として時価注記の対象としております。

2. 賃貸不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
83,849千円	174,188千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額を基にした金額を使用しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

完成工事補償引当金	1,031千円
未払事業税	1,546千円
原材料評価損	1,041千円
見積工事原価計上額	639千円
繰延税金資産合計	<u>4,259千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 327円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 77円40銭 |

(注) 当社は、平成30年10月17日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

株式会社F U J I ジャパン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 裕次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F U J I ジャパンの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、また業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

株式会社F U J I ジャパン	監査役会	
常勤監査役（社外監査役）	大内 宏	㊟
社外監査役	清水 祥行	㊟
監査役	國見 政明	㊟

以上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重なる兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	さ さ き ただ ゆき 佐々木 忠 幸 (昭和42年1月3日生)	平成3年 4月 (株)大仁建設入社 平成7年 8月 (有)新日本開発取締役就任 平成7年 8月 (株)富士建材入社 平成13年 4月 同社取締役就任 平成17年 3月 当社設立代表取締役就任(現任)	550,000株
2	ひ ぐち しゅん いち 樋 口 俊 一 (昭和49年1月16日生)	平成6年 4月 (株)協関建設入社 平成7年 11月 (株)富士建材入社 平成17年 4月 当社入社 平成17年 10月 当社取締役就任管理部次長 平成20年 8月 当社取締役辞任 平成22年 5月 当社取締役就任(現任)営業部部长 平成26年 9月 当社メンテナンスサービス部部长 平成28年 1月 当社管理部部长(現任)	10,000株
3	くろ かわ あき のり 黒 川 明 則 (昭和40年7月20日生)	平成4年 4月 (株)上田商会入社 平成7年 4月 (株)黒川コンクリート工業所入社 平成11年 4月 (株)富士建材入社 平成20年 1月 (株)ベストサポート代表取締役就任 平成21年 10月 (株)マドレウィン・パートナーズ入社 平成22年 1月 当社入社 平成28年 1月 当社MS&商事部(現メンテナンスサービス部)部長(現任) 平成28年 3月 当社取締役就任(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況			所有する 当社の株式の数
4	おおたかまこと 大 高 誠 (昭和49年6月16日生)	平成6年	3月	(株)トヨホク入社	2,000株
		平成10年	3月	三和舗道(株)入社	
		平成11年	11月	(有)ゆうサポート入社	
		平成13年	9月	(有)ササキ管工入社	
		平成19年	4月	トルース(株)代表取締役就任	
		平成22年	10月	当社入社	
		平成28年	10月	当社営業部部長	
		平成29年	1月	当社南ブロック営業部部長	
		平成29年	3月	当社取締役就任(現任)	
		平成29年	8月	当社関東ブロック営業部部長(現任)	
5	さ が いち ろう 佐 賀 一 郎 (昭和49年3月23日生)	平成4年	4月	東港サービス(株)入社	10,000株
		平成4年	10月	(有)佐賀入社	
		平成12年	3月	(株)日本予防医学調査会入社	
		平成14年	11月	(株)第一東武産業入社	
		平成16年	11月	(株)ケイジェイシー入社	
		平成20年	1月	(株)一条工務店仙台入社	
		平成20年	5月	当社入社	
		平成25年	1月	当社取締役就任(現任) 営業部次長	
		平成25年	7月	当社営業部部長	
		平成29年	1月	当社北ブロック営業部部長(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐賀一郎氏は非常勤取締役としての選任となります。
3. 取締役候補者佐々木忠幸氏は当社の大株主であり親会社等に該当します。

【社外取締役を置くことが相当でない理由】

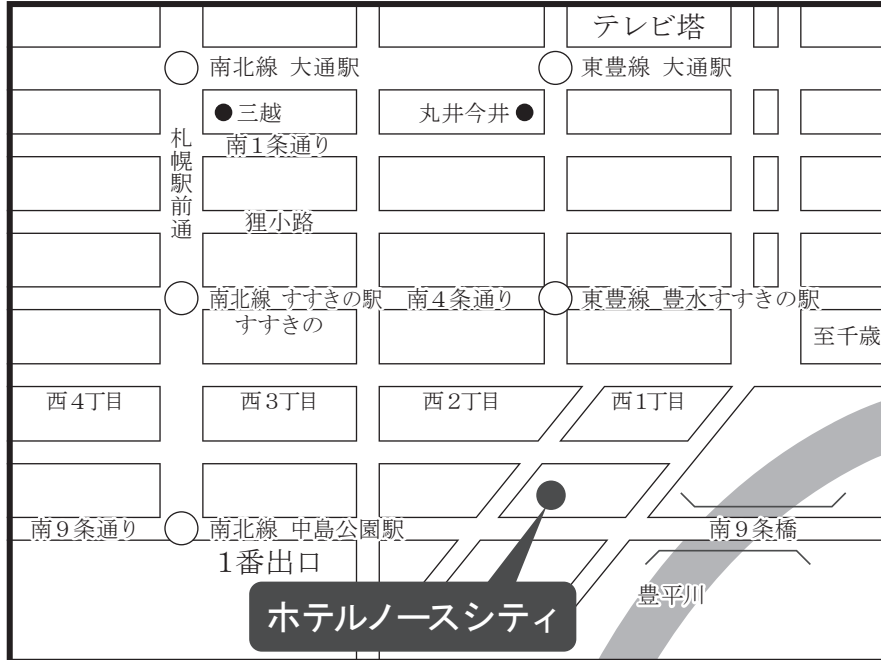
当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社といたしましても、社外取締役選任の有効性については認識しており、現在、社外取締役の選定を行っているところであります。選定に当たっては、企業経営全般に対する知見に加え、当社が属するリフォーム業界の特殊性を理解し、当社経営陣からの独立性を有することを要件としておりますが、現在のところ、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。

当社といたしましては、適任者と判断が出来ない人物を社外取締役として選任することは、当社の企業価値向上にマイナスの影響があると判断し、社外取締役を置くことは相当ではないと結論づけました。今後とも当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場 札幌市中央区南九条西1丁目
ホテルノースシティ 2階「金柔の間」
電話 (011) 512-9748 (代表)
URL <http://www.northcity.or.jp/>



交通のご案内

●地下鉄南北線ご利用の場合

地下鉄 南北線 中島公園駅下車 1番出口より徒歩約3分